

## 建築物の適合率について

## ■ 1. 福祉のまちづくり条例について

## ①目的

高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備促進等により全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与すること。

## ②生活関連施設

- ・ 学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行その他不特定かつ多数の者の利用に供する建築物
- ・ 公共交通機関の施設
- ・ 公園
- ・ 道路
- ・ 路外駐車場

## ③整備基準の遵守

生活関連施設を設置しようとする者は出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等を円滑に利用できるようにするための基準（整備基準）を遵守しなければならない。遵守に関する罰則規定はない。

## ④特定生活関連施設

生活関連施設のうち、特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備促進が必要な施設には届出義務がある。

特定生活関連施設のうち建築物については、より具体的な用途区分と一定の規模により定めている。

## ⑤届出の受付、審査

県建築安全センター、特定行政庁（さいたま市を除く 11 市。川越市、川口市、所沢市、越谷市、春日部市、草加市、熊谷市、上尾市、新座市、狭山市、久喜市）

## ⑥建築物に関する整備基準について

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. 利用円滑化経路について  | 9. 客室      |
| 2. 視覚障害者利用円滑化経路 | 10. 客席     |
| 3. 出入口          | 11. カウンター等 |
| 4. 廊下等          | 12. 案内板等   |
| 5. 傾斜路          | 13. 駐車場等   |

- 6. 階段
- 7. 便所
- 8. 浴室等

- 14. 敷地内の通路
- 15. 授乳場所等
- 16. 休憩設備

## ■ 2. バリアフリー法、条例との関係について

### ①バリアフリー法、条例の施行

#### ・平成18年

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(バリアフリー法) 施行

→それまでのハートビル法、交通バリアフリー法を統合

#### ・平成20年

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例  
(バリアフリー条例) 施行

→県独自で対象建築物の追加、建築物移動等円滑化基準の追加

### ②内容

旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー基準への適合を求める。

バリアフリー基準への適合が求められる建築物(特別特定建築物)については、不特定かつ多数の者が使用する又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物について、一定規模以上のものを定めている。

バリアフリー基準への適合は義務化されており、建築基準法の建築確認の審査規定になっている(適合しなければ建築確認がされない)。

### ③基準の重複

バリアフリー法、条例に基づく建築物移動等円滑化基準と福祉のまちづくり条例に基づく整備基準では多くの項目が重複している。

## ■ 3. 建築物の整備状況について

### ①適合率の推移について報告

平成20年度 32.3%	平成24年度 29.0%
平成21年度 37.8%	平成25年度 26.0%
平成22年度 31.5%	平成26年度 24.9%
平成23年度 28.2%	平成27年度 23.1%

## ②適合状況について（平成 27 年度）

### ■用途別適合率

建築物	適合率	適合件数	届出件数	整備項目なし
イ 児童福祉施設等	19.42%	20	107	4
ロ 学校	21.05%	4	21	2
ハ 病院、診療所	25.00%	6	24	0
ニ 観覧場、公会堂、集会場	65.22%	15	23	0
ホ 博物館、美術館	66.67%	2	3	0
ヘ 銀行その他の金融機関の店舗	75.00%	3	5	1
ト 郵便局	-	-	0	
チ 一般電気事業、一般ガス事業の店舗	-	-	0	
リ 公衆便所	37.50%	3	8	0
ヌ ホテル、旅館等	-	-	0	
ル コンビニエンスストア	0.00%	0	46	1
ロ 物販店、飲食店	7.69%	5	65	0
ワ 公衆浴場	-	-	0	
カ 理髪店、美容院	100.00%	1	1	0
ヨ 市場	-	-	0	
タ 劇場、映画館	-	-	0	
レ 遊技場、ダンスホール	0.00%	0	1	0
ソ ボーリング場、水泳場	0.00%	0	4	0
ツ 自動車車庫	-	-	0	
ネ 火葬場	0.00%	0	2	0
ナ 映画スタジオ、テレビスタジオ	-	-	0	
ラ 工場、事務所	7.69%	2	67	41
ム 共同住宅	0.00%	0	19	0
ウ 公共的施設	28.57%	2	7	0
不明	28.57%	2	9	2
合計	15.78%	65	412	
<b>小規模建築物</b>				
イ 診療所、薬局、理容店200未満	75.00%	18	24	
ロ コンビニ	100.00%	1	1	
ハ 物販	56.25%	9	16	
不明	100.00%	1	1	
合計	69.05%	29	42	

※変更届等は対象外としている。

※埼玉県所管分の届出を対象とした。

#### ・適合率が1～3割

イ：児童福祉施設等	19.42%	(20/103)
ロ：学校等	21.05%	(4/19)
ハ：病院、診療所	25.00%	(6/24)
ウ：公共的施設	28.57%	(2/7)

#### ・適合率が1割に満たない

ル：コンビニエンスストア	0.00%	(0/46)
ヲ：物販店等	7.69%	(5/65)
ラ：工場、事務所	7.69%	(2/26)
ム：共同住宅	0.00%	(0/19)

## ■項目別適合率

建築物	適合件数	対象件数	適合率
1 利用円滑化経路	169	340	49.71%
2 視覚障害者円滑化経路	179	268	66.79%
3 出入口	114	121	94.21%
4 廊下	125	162	77.16%
5 傾斜路	17	25	68.00%
6 階段	76	137	55.47%
7 便所	110	304	36.18%
8 浴室	30	57	52.63%
9 客室	0	0	-
10 客席	5	6	83.33%
11 カウンター	64	201	31.84%
12 案内板	111	322	34.47%
13 駐車場	211	245	86.12%
14 敷地内の通路	175	285	61.40%
15 授乳場所	12	17	70.59%
16 休憩施設	18	45	40.00%
小規模建築物			
1 出入口	40	47	85.11%
2 敷地内の通路	40	47	85.11%
3 便所	5	10	50.00%

### ・適合率が5割未満

1. 利用円滑化経路	49.71% (169/340)
7. 便所	36.18% (110/304)
1 1. カウンター	31.84% (64/201)
1 2. 案内板	34.47% (111/322)
1 6. 休憩施設	40.00% (18/45)

## ■4. 県の取組

### ①適合プレートの発行促進

#### ・適合プレートについて

福祉のまちづくりに係る啓発を図るため、完成建物に貼り付けできる「埼玉県福祉のまちづくり条例適合証シンボルプレート」を交付している。

適合証を受けた建築物のうち、多機能トイレが設置されていること等の条件を満足したものが対象となる。

#### ・プレートの発行促進

プレートの貼り付けにより、だれもが安心して利用できる建築物であることのPRになると考えられる。

特に不適合項目が1つの場合等にはプレートが交付できる旨を説明し、積極的に交付することで適合率の向上につなげる。

また、特定行政庁でのプレートの作成、配布は各特定行政庁で行っていたが、平成27年度に県でまとめて作成し、特定行政庁へ配布することで、プレート発行を促進する。